

私有車両による道路の使用に関する租税

昭和29年(1954年)3月の日米合同委員会において、次のとおり合意されている。

日米行政協定第13条第3項(注:日米地位協定第13条第3項)及び第14条第5項(注:日米地位協定第14条第6項)の規定に関し、日本国には各種の私有車両による道路の使用度に対応する税率がないので、合衆国軍隊の構成員等(構成員、軍属、家族及び第14条特殊契約者)は、私有車両による道路の使用に関して、次に掲げる金額を納付し、日本国政府は、車両の所有者である合衆国軍隊の構成員等から次の金額を受領することとする。

普通乗用車	9,000円
トラック	19,500円
小型乗用車	3,000円
自動二輪車(モーター・サイクル)	600円
軽自動車(モーター・スクーター)	300円